

秋田市告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月30日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
ふじ産婦人科・内科	秋田市外旭川字小谷地2番地1	令和7年10月1日
しみず内科 糖尿病・甲状腺クリニック	秋田市外旭川字松崎109番地1	令和7年10月1日
ヨコカナ薬局外旭川店	秋田市外旭川字松崎109番地3	令和7年10月1日
将軍野いわま薬局	秋田市将軍野南四丁目6番24-2号	令和7年10月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
山王レディースクリニック	令和7年8月27日

3 休止

事業所名称	休止年月日
東通腎泌尿器科クリニック	令和7年9月1日